

世界遺産と地域住民

長谷川 俊 介

- ① 世界遺産は当初の点から面へと広がり、その種類や範囲は多様になるとともに、文化的景観の導入や世界遺産のグローバルストラテジー（世界戦略）の推進を通じて、世界遺産と地域住民のとの関係が強調されるようになった。
- ② 世界遺産条約採択後の世界遺産の歴史は、第1期（1972年～1991年）、第2期（1992年～2006年）、第3期（2007年～）の3期に区分される。第2期は、文化的景観が導入された1992年から、第3期は、オマーン国の「アラビア・オリックス保護区」が世界遺産リストから削除された2007年からである。
- ③ 文化的景観は、Ⅰ意図的に設計され創造された文化的景観、Ⅱ有機的に進化してきた文化的景観（残存する文化的景観と継続する文化的景観）、Ⅲ関連性のある文化的景観の三類型に整理されている。特に地域住民と関係が深いのは、社会経済的動向とともに変化し、生きている世界遺産である「継続する文化的景観」である。
- ④ 「継続する文化的景観」の事例として、1995年に世界遺産に登録されたフィリピン・コルディリエーラ棚田群があげられる。これは、「世界遺産リストに登録された最初の有機的に進化する文化的景観であり、先住民イフガオの人たちの知恵によって千年前に手作りで築かれた、現存する記念建造物（モニュメント）である」（2001年の第25回世界遺産委員会）といわれる。
- ⑤ コルディリエーラ棚田群のあるフィリピンのイフガオ州は、人間開発指数及び人間貧困指数からみても、同国のなかでも貧しい州である。僻地ゆえに開発から遅れ、今日まで優れた資産が存続した。
- ⑥ 欧米文化の影響による貨幣経済の浸透により、伝統文化の衰退、豊かな生活を求める若者の転出、農業労働者の減少などが起き、棚田の維持が困難になり、25～30%の放棄地が発生した。特に世界遺産登録により、1990年代に観光地化に拍車がかかり、無規制の観光が進行した。
- ⑦ 世界遺産に生活する住民には、遺産の保存と快適な生活との調和が必要とされる。また規制されることにより不利益な生活が強いられる。保存のためには、住民の参加と自主性が重要な要素である。
- ⑧ 現在、棚田を保存するために、(i)「伝統的知識継承プロジェクト」、(ii)「生きている伝統の学校」プロジェクト、(iii)住民に根ざした観光、(iv)棚田で生産される伝統的品種米の販売などの伝統文化を基盤にした遺産保存につながる運動が推進されている。

世界遺産と地域住民

総合調査室 長谷川 俊介

目 次

はじめに

I 生きている世界遺産

- 1 地域住民と5番目のC
- 2 グローバル・ストラテジーと世界遺産の多様化
- 3 文化的景観の導入

II フィリピン・コルディリエーラ棚田群

- 1 資産の概要
- 2 伝統的社会
- 3 社会的変化
- 4 保存活動

おわりに

はじめに

世界遺産は当初の点から面へと広がり、その種類や範囲は多様になるとともに、地域住民との関係が強調されるようになった。世界遺産の概念の拡大と地域住民の関係について、世界遺産委員会の諮問的機関ICOMOS（国際記念物遺跡会議）は、以下のように述べている⁽¹⁾。

すなわち、世界遺産が記念建造物や考古学的遺跡に限定されていたときには、国が保存の義務を負っていたが、世界遺産の範囲が歴史都市区域、田園居住地及び文化的景観に拡大するようになると、保存管理に関する問題は複雑化し、保存管理計画の策定に多くの関係者の関与が欠かせなくなった。世界遺産地の保護と持続可能な発展のためには、管理計画を策定する際に地域住民からの意見聴取をはじめとする住民の関与が必要になっている。

松浦晃一郎ユネスコ事務局長は、世界遺産条約採択後の世界遺産の歴史を第1期（1972年～1991年）、第2期（1992年～2006年）、第3期（2007年～）の3期に区分する⁽²⁾。第1期は、世界遺産条約第1条が文化遺産の範囲を記念工作物（monuments）、建造物群（groups of buildings）、遺跡（sites）とする規定に従い、歴史的に著名な建造物が多く登録された時期を指す。第2期は、文化的景観の概念が世界遺産に導入された1992年からとする。このときから世界遺産は遺産そのものの顕著で普遍的な価値

に加えて、遺産を形成してきた地域社会、住民とのかかわりが考慮されるようになった。第3期は、世界遺産が初めて世界遺産リストから削除された2007年をもって始まるとし、今後は多様な世界遺産が登録されるとともに、顕著で普遍的な価値を失った世界遺産は世界遺産リストから削除されることがそれほど大きな問題がなくなると推測している⁽³⁾。

世界遺産条約の歴史は、世界遺産の多様化の歴史であったが、それとともに世界遺産にかかわる地域社会の役割に対する認識が高まった過程であったといえる。第12回世界遺産条約締約国会議（1999年10月28日）において、世界遺産委員会議長として松浦ユネスコ事務局長⁽⁴⁾は、5つの世界遺産委員会の任務をあげて、そのうちの最も重要な任務は、世界遺産に関する公衆の自覚形成と教育であるとし、「一般公衆の理解と支持なくして、また、世界遺産の真の守り手である地域社会による配慮や日常的な世話なくして、どんな基金も専門家集団も遺産を十分に保護することはありえないだろう」と述べた⁽⁵⁾。

本稿では、世界遺産において、地域社会と住民の役割が認識されるようになった契機として、グローバル・ストラテジーと文化的景観について概観し、近代化によって引き起こされた伝統的文化の軽視と伝統的社会の危機がそのまま世界遺産の危機をもたらし、現在、再生の努力が向けられているフィリピン・コルディリエーラ棚田群の事例を考察する。

(1) WHC-08/32.COM/9, 2008.5.22, p.28. 以下、世界遺産委員会資料（WHC及びSC）は世界遺産委員会ウェブサイトのドキュメントを参照。（<http://whc.unesco.org/en/sessions/>）

(2) 松浦晃一郎『世界遺産—ユネスコ事務局長は訴える』講談社, 2008, pp.140-141.

(3) 同上, p.164. 松浦ユネスコ事務局長は、オマーン国の「アラビア・オリックス保護区」が世界遺産リストから削除された2007年から世界遺産は新しい時代に入ったとし、今後も世界遺産リストからの削除はありうると考えたが、その予想のとおり、2009年にドイツの「ドレスデン・エルベ渓谷」がエルベ川橋梁工事による文化的景観の価値喪失により世界遺産リストから削除された。

(4) 1998年の世界遺産委員会（京都）において議長を務めた。1999.11.15にユネスコ事務局長に選出。

(5) WHC-99/CONF.209/7 Annex I, p.5. 世界遺産委員会の任務として、①世界遺産の顕著で普遍的な価値の確認、②登録遺産の保存状態の監視、③危機遺産の決定、④世界遺産基金の有効使用、⑤世界遺産への公衆の自覚形成と教育の5つをあげた。

I 生きている世界遺産

本章において、世界遺産と地域住民の関係が認識されるようになった主要な出来事として、「共同体」のブダペスト宣言への追加、世界遺産リストの代表性・信頼性の確保を目的とするグローバル・ストラテジーの推進、文化的景観の導入の3項目について概観する。

1 地域住民と5番目のC

2007年に開催された第31回世界遺産委員会（ニュージーランド、クライストチャーチ）で、ニュージーランドの提案により、世界遺産の戦略目標であるブダペスト宣言（2002年）⁽⁶⁾に盛り込まれているCredibility（信頼性）、Conservation（保存）、Capacity-building（能力開発）及びCommunication（情報伝達）の4つのCに、世界遺産に関する共同体（コミュニティ）の役割を向上するためにCommunity（共同体）⁽⁷⁾を「5番目のC」として追加することが決定された⁽⁸⁾。

ニュージーランド代表は、戦略目標に「5番目のC」として共同体を加える理由として、①共同体の関与が世界遺産の保護のために必要であること、②共同体と遺産保護の結びつきは国際的に最善な行為であること、③ブダペスト

宣言の4つのCは共同体の理念と結びついていること、④保存の核心にある人類の要求と共同体の要求とは一致するべきであることをあげた⁽⁹⁾。

また、世界遺産委員会では、生物多様性条約⁽¹⁰⁾に取り入れられている理念、すなわち、生物多様性の保存のためには、伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重・保存・維持することが必要であるという理念が強調された。

IUCN（国際自然保護連合）は、先住民と地域社会は、地域の発展のために世界自然遺産に有効に関与すべきであり、「5番目のC」を追加して世界遺産条約の使命を拡張することは、世界遺産条約を実施するうえで地域社会の役割を向上させることになるとしている⁽¹¹⁾。

以下、世界遺産の地域住民の役割が拡大する契機となった主要な動向として世界遺産グローバル・ストラテジー（世界戦略）と文化的景観について概観する。

2 グローバル・ストラテジーと世界遺産の多様化

1994年11月の第18回世界遺産委員会（タイ、プーケット）に先立って、6月にパリ、ユネスコ本部で「世界遺産リストのグローバル・ストラテジー及びテーマ研究に関する専門家会議」が

(6) ブダペスト宣言（2002年）は、今後の戦略目標として、Credibility（信頼性）、Conservation（保存）、Capacity-building（能力開発）、Communication（コミュニケーション）の4Cを掲げた。

・Credibility：顕著で普遍的な価値を持つ文化・自然資産が代表的で地理的な均衡を保つことの証明としての世界遺産リストの信頼性の強化

・Conservation：世界遺産の資産の効果的な保存の確保

・Capacity-building：世界遺産リストへの推薦準備のための支援を含む、世界遺産条約の理解と実施のための効果的な能力開発方法の促進

・Communication：コミュニケーションを通じての世界遺産の広報・関与・支持の増強

(7) 「5番目のC」の想定する共同体の範囲は、先住民や地域住民に限られず、NGO、民間企業、地方自治体も含まれ、共同体は遺産地と利害により直接的に結びついていること、遺産地に接近していること等の共通性があるが、必ずしも国の立場を代表する必要はなく、むしろ公式的立場の見解とは意見が相違することがありうるとする。

WHC-07/31.COM/13B, p.2.

(8) WHC-07/31.COM/24, p.193.

(9) WHC-07/31.COM/13B, p.2.

(10) 生物多様性条約第8条（J）、第10条（C）

(11) Outstanding Universal Value, IUCN, p.24. (WHC-08/32.COM/9)

開催された。その報告書において、世界遺産リストの代表性に係る「不均衡」に関する課題が以下のように整理された⁽¹²⁾。

- ・ヨーロッパが他の地域に比べて多いという地域的不均衡。
- ・歴史時代が先史時代と20世紀に比べて多いという時代的不均衡。
- ・主題上の不均衡。
 - －歴史都市と宗教建築が他の種類と比べて多いこと。
 - －キリスト教遺産が他の宗教よりも多いこと。
 - －「選り抜き」の建築物（“elitist” architecture）がその土地固有の建築物（vernacular architecture）に比べて多いこと。
- ・一般的に言えば、経済社会や自然環境と多様な関係を有する「生きている文化」（living cultures）、特に「伝統的な文化」（traditional ones）が少ないこと。

これらの不均衡を是正するために専門家会議によって、次のような見解が示された。①典型的なアプローチから文化的表現の複雑で動的な性質を反映したアプローチに移行すること、②格差を埋める可能性が高いと考えられる「土地と人間の共存」、「社会の中の人間」のような分野を検討すること、③登録数が少ない地域の推薦を奨励するために、登録遺産の分析、暫定リストの活用を促進すること、④未批准国の条約批准、未登録国からの推薦を促進すること、⑤今後の候補として、産業遺産、文化的景観、

20世紀建築が注目され、また先史遺産（特にアフリカのサハラ以南地域）やコーカサス地域の資産の調査が支持されること、⑥世界遺産リストの格差を埋め、登録申請を奨励するために「世界遺産条約の履行のための作業指針」（以下「作業指針」）に規定されている文化遺産の評価基準（作業指針段落24）の修正が必要であること⁽¹³⁾。特に地域住民との関係では、伝統的な文化への配慮不足を指摘し、広い人類学的な見地から「土地と人間の共存」と「社会の中の人間」の分野の強化の必要性をあげた。

専門家会議の報告書は、同年の世界遺産委員会に提出され、それに基づいて、世界遺産リストにおける不均衡の是正と代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジーは採択された。以上の課題と対応策を簡略化すると表1のようになる。

以後、世界遺産リストの地域、主題、時代における均衡を図るためにグローバル・ストラテジーの多角的な研究が行なわれ、非ヨーロッパ圏の登録促進、世界遺産非保有国からの推薦の優先、自然遺産の優先などの方針が示された⁽¹⁴⁾。また、1994年の真正性に関する奈良会議⁽¹⁵⁾で議論された真正性の弾力的な運用基準が作業指針に取り入れられ、文化的景観の概念の導入とあいまって、世界遺産の多様化とグローバル化が促進された。現在では世界遺産の種類は、複合遺産、連続的な遺産、国境を越える遺産、産業遺産などと非常に豊富になり、また未登録国

(12) WHC-94/CONF.003/INF.6, pp.3-4.

(13) *ibid.*, pp.6-7. その後、作業指針段落24は、作業指針1996年版で修正され、基準(i)は「唯一の芸術的な業績」が削除され、単に「人間の創造的才能を表す傑作」となり、適用範囲が広がった。

(14) WHC-04/28.COM/26, pp.13-14. 例えば、2004年の世界遺産委員会（蘇州）で、締約国の推薦数は年2件、そのうち1件は自然遺産の推薦とし、年間推薦枠を45件とし、優先順位は遺産を持たない締約国、代表されていないカテゴリー、その他とされ、2006年に適用されるとし、2007年に見直しを図るとされた。

(15) 世界遺産条約の真正性に関する奈良会議は、1994年11月に奈良で開催された。同会議では、資産の真正性の検証は、「全ての社会の社会的および文化的価値を十分に尊重する」という見地に立ち、各文化圏の固有の資産的価値の性格とそれに関する情報源（形態と意匠、材料と材質、伝統と技術等を含む）の信頼性と確実性に基づくこととされ、その結果、遺産の範囲が石の文化圏から木や土の文化圏に拡大することを可能とした。「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント（文化庁仮訳）」〈http://www.bunka.go.jp/1kokusai/pdf/nara_Nara_j.pdf#search=奈良ドキュメント〉

表1 グローバル・ストラテジーの課題

	世界遺産の偏在性	強化すべき世界遺産
地域	ヨーロッパ・北アメリカが多い	サハラ以南アフリカ・オセアニア
テーマ	歴史都市、宗教建築（特にキリスト教関連）が多い	産業遺産、文化的景観、自然遺産、複合遺産
時代	歴史時代が多い	20世紀の遺産、先史時代
登録国	国ごとの登録数の多少が偏在	未登録国、登録数の少ない国
その他	「生きた文化」、「伝統的な文化」に関する資産が少ない	「土地と人間の共存」、「社会の中の人間」の分野

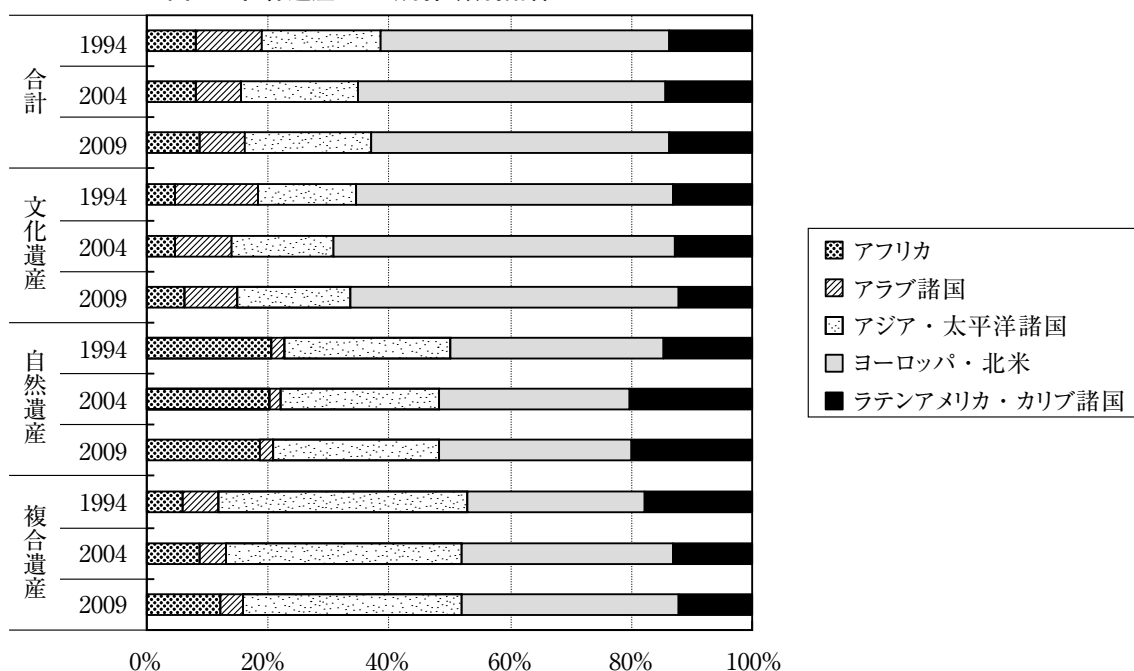
(出典) 著者作成

表2 世界遺産数の地域別種類別割合

地域	文化遺産			自然遺産			複合遺産			合計		
	1994	2004	2009	1994	2004	2009	1994	2004	2009	1994	2004	2009
アフリカ	14	28	42	18	30	33	1	2	3	33	60	78
	4.6%	4.8%	6.1%	20.5%	20.1%	18.8%	5.9%	8.7%	12.0%	8.0%	8.0%	8.8%
アラブ諸国	42	53	60	2	3	4	1	1	1	45	57	65
	13.8%	9.1%	8.7%	2.3%	2.0%	2.3%	5.9%	4.3%	4.0%	11.0%	7.6%	7.3%
アジア・太平洋諸国	49	99	129	24	39	48	7	9	9	80	147	186
	16.1%	17.0%	18.7%	27.3%	26.2%	27.3%	41.2%	39.1%	36.0%	19.5%	19.5%	20.9%
ヨーロッパ・北米	160	328	375	31	47	56	5	8	9	196	383	440
	52.5%	56.4%	54.4%	35.2%	31.5%	31.8%	29.4%	34.8%	36.0%	47.8%	50.8%	49.4%
ラテンアメリカ・カリブ諸国	40	74	83	13	30	35	3	3	3	56	107	121
	13.1%	12.7%	12.0%	14.8%	20.1%	19.9%	17.6%	13.0%	12.0%	13.7%	14.2%	13.6%
合計	305	582	689	88	149	176	17	23	25	410	754	890

(出典) 資料 (WHC-04/28.COM/13) 及び2009年8月現在の世界遺産委員会データ “World Heritage List Statistics” (<http://whc.unesco.org/en/list/stat>) から著者作成

図1 世界遺産の地域別種類別割合



(出典) 表2から著者作成

も減少しつつある。

1994年、2004年及び2009年の地域別・遺産種別の世界遺産登録数を比較すると、1994年では、世界遺産の約半分（47.8%）がヨーロッパと北米にあるが、アフリカは8%に過ぎず、また、文化遺産の自然遺産に対する比は、3.5倍であった（表2）。経年的にみると、地域別の世界遺産登録数の割合にさほどの変化は見られず、地域的なアンバランスを完全に是正するまでには至っていない⁽¹⁶⁾（図1）。世界遺産が適正な基準と審査によって、各地域、各分野から適切に選出され、世界遺産リストに登録されることが世界遺産リストの信頼性を確保することになるが、この世界遺産の信頼性の問題は、毎年増加する世界遺産の総数の問題とともに世界遺産条約の引き続き残された大きな課題である。

3 文化的景観の導入

(1) 世界遺産委員会での問題提起

文化的景観の導入のきっかけは、1984年の第8回世界遺産委員会（ブエノスアイレス大会）において、田園景観（rural landscapes）のように人の手の加わった景観を世界遺産に登録できるかどうかという議論から始まった⁽¹⁷⁾。同委員会で、フランスの代表シャバソン（Lucien Chabason）は、田園景観に自然遺産の基準iii⁽¹⁸⁾（「自然的要素と文化的要素の類まれな結合」と規定）を適用できるかどうかについて質問し、文化的景観に関しては、次の三つの問題があることを指摘した⁽¹⁹⁾。

① 人間が作り上げた優れた景観として、東南アジアの棚田、地中海のテラス状畑、ヨー

ロッパのブドウ畑があること。

- ② 景観は、歴史的都市の発展と同様に生きた景観として発展・変化・衰微すること。
- ③ 景観が法的にほとんど保護されていないこと及び保存のために土地所有者と土地利用者の共同努力が必要なこと。

更に、シャバソンは、現在の作業指針が、文化遺産でもあり、自然遺産でもある複合遺産のための指針としては不十分であると述べ、ICOMOSとIUCNが専門家会議を招集することを提案した。シャバソンの意見は、賛同をもって迎えられとともに、他の代表からは、次のような意見が出された。①文化と自然は対極化されるべきではない。②文化への自然環境の影響は濃厚である。③世界遺産条約の役割は景観を固定化するのではなく、動的な進化の枠組みの中で景観の調和と安定性を保持することにある。④イギリスの国立公園がそうであるように、保護すべき景観の八分の一は、人の手が加わり修正されて維持されている。

翌年（1985年）の世界遺産委員会で再び、フランス代表シャバソンは、「世界遺産委員会は、文化遺産と自然遺産のバランスを保つために、自然遺産の推薦を締約国に要請したが、その暫定リストの作成過程において、フランスには世界遺産条約がいうような厳格な意味での人間の手が加わっていない自然は存在しないことがわかった」と述べた。同代表は、フランスでは田園景観が顕著な普遍的価値を持ち、世界遺産リストに推薦する価値があるものであるとして、他の地域の実例として、バリ島の棚田、フィレンツェの丘、イギリスの湖水地方の3つをあげた⁽²⁰⁾。

(16) WHC-07/31.COM/10, p.3. 2007年の世界遺産委員会に提出されたグローバル・ストラテジー評価報告でも「文化遺産644、自然遺産162、複合遺産24と文化遺産の優勢は明白であり、自然遺産と複合遺産の推薦の優先が提案される」としている。

(17) 稲葉信子「世界遺産条約と文化的景観」松永澄夫編『環境—文化と政策』東信堂、2008、pp.43-44。

(18) 1984年当時の自然遺産の評価基準iiiは、推薦資産が「最上級の自然現象、自然形成または特徴、例えば最も重要な環境システムの顕著な事例、類まれな自然美を有する地域、及び自然的要素と文化的要素の類まれな結合」を示していることであった。

(19) “Report of the Rapporteur” (SC/84/CONF.004/9) World Heritage Committee Eighth Ordinary Session Buenos Aires, Argentina, 29 October-2 November 1984, pp.7-8.

表3 世界遺産条約と作業指針（1987年）の文化と自然の関係

	文化遺産	自然遺産
世界遺産条約	第1条 遺跡「人間と自然との共同作品」 自然的要素の記述有	第2条 文化的要素の記述なし
作業指針	評価基準 (i) ~ (vi) 自然的要素の記述なし	評価基準 (iii) 「自然と文化の要素の類まれな結合」 文化的要素の記述有

(出典) 著者作成

文化的景観の概念が確立される過程で、イギリスの湖水地方がひとつのテストケースとなり、評価基準の適用性や新たな評価基準案の検討のための具体的な事例として大きな役割を果たした⁽²¹⁾。田園景観のような自然と人間の相互作用によって形成された世界遺産候補地は、はたして文化遺産と自然遺産を兼ね備えた複合遺産としてとらえるべきか、別に新たな景観に関する基準を設定するべきかといった議論は、湖水地方を通じての検証の結果、新たに文化的景観の基準を策定する方向で解決が図られていった。

(2) 文化的景観に関する論点

文化的景観の概念が確立するまでに出された議論を整理すると次のようになる。

- ① 世界遺産条約第1条（文化遺産）は、「自然と人間の共同作品」を明記している。その一方、自然遺産の評価基準(iii)（前述）は、文化的要素に言及しているが、条約第2条は文化に触れていない⁽²²⁾（表3参照）。
- ② 田園景観に、推薦資産が「自然的要素と文化的要素の類まれな結合」を示していることと規定する自然遺産の評価基準(iii)が適用できるか。

- ③ 田園景観の基準策定の方向性として、複合遺産か、新たな景観に関する基準作成か。
- ④ 全遺産の3/4に当たる文化遺産に新たな基準を追加することで、自然遺産と文化遺産の登録数の不均衡が助長される危惧がある⁽²³⁾。

(3) 1992年世界遺産委員会

1992年の第16回世界遺産委員会（サンタフェ大会）で文化的景観の概念と文化遺産の評価基準を組み込んだ作業指針の改訂が決定された。

第15回（1991年）の世界遺産委員会での要請により、文化的景観に関する専門家会議（ICOMOS、IUCN、IFLA（International Federation of Landscape Architects）、事務局、オーストラリア等8締約国からの専門家）が1992年10月に開催された。世界遺産に文化的景観の要素を加味した「文化的景観についての専門家グループの報告書」が提出された。第16回（1992年）世界遺産委員会において提案された改正案⁽²⁴⁾は、若干の修正追加を経て、ほぼ提案どおりに決定され、①文化遺産の評価基準の修正および②文化的景観の概念の導入による作業指針の改訂が行なわれた⁽²⁵⁾。

今回の改訂の特色は、①文化的景観の概念の

(20) SC/85/CONF.008/3, p.4.

(21) SC-91/CONF.002/11, pp.1-2.

(22) SC-88/CONF.001/10, p.1.

(23) *op.cit.* (21), p.3; SC-91/CONF.002/15, pp.25-26.

(24) 「暫定議案14、世界遺産条約の実行のための作業指針の改訂」（WHC-92/CONF.002/10/Add）

(25) “Operational Guideline for the implementation of the World Heritage Convention,” WHC/2/Riviced, 1994.2.（『作業指針1994年版』）〈<http://whc.unesco.org/archive/opguide94.pdf>〉

定義づけ、②文化的景観における土地利用の観点の強調、③多様な文化的景観の種類の整理にある。それぞれの内容は、次のとおりである。

①文化的景観の概念

文化的景観は、条約第1条に規定する「自然と人間の共同作品」に当たるものであり、また、それは自然環境による物理的な制約や機会および継続的な社会的・経済的・文化的な内外の力の影響下での長年に及ぶ人間社会と居住地の進化の例証であるとされた⁽²⁶⁾。

文化的景観に登録された世界遺産は、「自然と人間の共同作品」に該当するものであるが、自然遺産である必要はなく、多くは評価基準(i)～(vi)が適用されている。この点で自然遺産と文化遺産の両方の顕著で普遍的な価値を有する「複合遺産」とは異なる。例外として、複合遺産であるトンガリロ国立公園（ニュージーランド）とウルル・カタジュタ国立公園（オーストラリア）があるが、これらは初めに自然遺産に登録され、後に文化遺産に追加登録されたものである。

②文化的景観における土地利用

適切な土地利用が文化的景観の持続的な維持を可能にしてきた。世界遺産委員会の審議において、ドイツ代表から文化的景観の保護のために土地利用の効用に関する項目を加えるべきであるという注目すべき提案があった⁽²⁷⁾。その結果、作業指針に、「文化的景観には、しばしば自然環境の特色とそれによる制約や自然との特別な精神的関係に配慮する、持続可能な土地利用のための特別な技術が反映されており、文化的景観を保護することは、持続可能な土地利用の点からも現代の技術に寄与し、景観の自然価値を維持向上させることになり、さらに、伝

統的な土地利用が生物多様性の保存にも役立つ、結局は文化的景観の保護は、生物多様性の維持に有益である」という段落が追加された⁽²⁸⁾。また、作業指針の文化遺産の評価基準に、「景観」(landscape)、「土地利用」(land use)、「生きている伝統」(living tradition)の用語が挿入された⁽²⁹⁾。

③文化的景観の種類

文化的景観は、i 人間により意図的に設計され、創造された文化的景観、ii 有機的に進化してきた文化的景観（さらに残存する文化的景観と継続する文化的景観とに分類される）、iii 関連性のある文化的景観の三類型に分類された⁽³⁰⁾（表4）。

(4) 1993年文化的景観に関する専門家会議

1993年においてドイツ、テンプリン（Templin）で、文化的景観の登録の実現に向けて、具体的な事例と課題が専門家会議で審議され、同年の第17回世界遺産委員会（カルタゴ）に報告された⁽³¹⁾。

アジアの文化的景観については、「意図的に設計され創造された文化的景観」（類型Ⅰ）として歴史的な庭園や公園、「残存する文化的景観」（類型Ⅱ-1）としてアンコールワット遺跡、「継続する文化的景観」（類型Ⅱ-2）としてフィリピン、日本、ネパール、インドネシアなどで広く見られる棚田の農業景観、「関連性のある文化的景観」（類型Ⅲ）として中国の泰山・黄山やヒマラヤの信仰の山、シルクロードなどが例示された。

「継続する文化的景観」については、とくに次の点について議論が重ねられた。①景観の価値、歴史的意義及び生物多様性（それが適当な資産では）に関する顕著な特質、②現在の景観

(26) WHC-92/CONF.002/10Add, annex I, p.4; *ibid.*, paragraph 36

(27) WHC-92/CONF.002/12, p.55.

(28) *op.cit.*(25), paragraph 38

(29) WHC-92/CONF.002/10Add, p.3; *ibid.*, paragraph 24

(30) *op.cit.*(26), pp.4-5. 現在は「作業指針2008年版」付属書Ⅲ10に規定されている。

(31) WHC-93/CONF.002/INF.4

表4 文化的景観の分類

類 型	内 容
I 意図的に設計され創造された文化的景観	人間により意図的に造られた公園、庭園等 遺産例：キュー王立植物園（イギリス）
II 有機的に進化してきた文化的景観	自然と共生する人間の諸活動の結果、形成された景観
II - 1 残存する文化的景観	過去のある時期に発展過程が終了した景観 遺産例：文化的景観とバーミヤン仏教遺跡（アフガニスタン）
II - 2 継続する文化的景観	アジアの棚田、ヨーロッパのブドウ畑等の農業景観のように現代も生き続け、社会的役割を有している景観 遺産例：フィリピン・コルディリエーラ棚田群、サンテミリオン地域（フランス）、ピーコ島のブドウ園文化の景観（ポルトガル）
III 関連性のある文化的景観 (文化的複合景観)	文化的な物的証拠よりも自然の要素との宗教的・芸術的・文化的な関連付けが認められる景観 遺産例：トンガリロ国立公園（ニュージーランド）、ウルル・カタジュタ国立公園（オーストラリア）

(出典) 作業指針を基に著者作成

を創った社会的・経済的制度の存続、③その価値に関する国の認識、④適切な管理と将来計画の方法の存在の4項目が評価基準に適合することが必要とされた。

地域社会との関係については、文化的景観の社会・経済的視点から、次のように分析された⁽³²⁾。

- ・ 社会文化的・経済的プロセスが自然との相互作用とともに文化的景観を形成する重要な要素である。
- ・ 文化的景観の世界遺産への推薦の際は、共同体の住民の関与、特に保護・管理への住民の関与に関して明記されるべきである。
- ・ 住民の伝統的な信仰や慣行は、保護され伝えられるべき文化的景観の重要な要素である。
- ・ 多様な社会経済的プロセスが文化的景観の保護と維持には必須である。住民の経済社会的利益と文化的景観における生物多様性と伝統の保護とのバランスが必要である。
- ・ 文化的景観として世界遺産に登録することは、経済的発展の制約となるばかりでなく

発展の機会でもある。

- ・ 文化的景観の維持のための課題として、田園の放棄、人口減少、都市化、農業政策、観光、文化的景観への評価の欠如などが列挙される。

(5) 文化的景観の適用

1993年に開催された第17回世界遺産委員会では、既に1990年に自然遺産に登録されていたニュージーランドのトンガリロ国立公園が精神的・歴史的にマオリの伝統文化の中心であり、マオリの聖地であるとの理由により、初めて文化的景観の基準が適用されて文化遺産に登録され、複合遺産となった⁽³³⁾。

自然への人間の関わり方には、①自然との調和を維持しつつ能動的に自然に働きかけて、「自然と人間の共同作品」ともいうべき景観を形成する場合と、②自然を聖なるものとして扱い、極力人間による修正を抑え、原生の自然の姿を維持しようとする場合がある。トンガリロ国立公園は、後者に当たり、マオリの信仰の対

⁽³²⁾ WHC-93/CONF.002/INF.4, annex, workshop3

⁽³³⁾ “World Heritage Nomination - IUCN Summary 421 Tongariro National Park (New Zealand)”
(http://whc.unesco.org/archive/advisory_body_evaluation/421rev.pdf)

象として、また聖なる土地として、純粹の自然が保存されているが、視覚的に認識できる人工物は何も存在していない。トンガリロ国立公園に対しては、有形な資産を対象とする文化遺産の基準(i)~(v)は適用できないため、基準(vi)の適用が残されていた。しかし、この基準(vi)は、行事、思想、信仰との関連性において他の基準とあわせて用いることとされているため、はたして自然遺産の基準とあわせて使用することができるかどうか争点となった⁽³⁴⁾。結局は、世界遺産委員会において、慎重に検討された結果、マオリの伝統的行事、信仰、芸術的作品のような無形の文化との関連性が評価され、自然遺産の評価基準との組み合わせが認められた⁽³⁵⁾。

翌1994年には、既に自然遺産に登録されているオーストラリアのウルル・カタジュタ国立公園が、「自然と人間の共同作品を代表しており、人間と自然環境との相互作用を示している文化的景観として、及び自然の要素と強い宗教的、芸術的及び文化的関連性を有する関連する文化的景観として」、基準(v)と(vi)が適用され、第二の文化的景観をもつ世界遺産となった⁽³⁶⁾。

これら二つの文化的景観は、もともと認められていた自然遺産としての価値に文化遺産の基準が適用された複合遺産であり、「関連性のある文化的景観（文化的複合景観）」として分類される。前述のフランス代表シャバソンが例示し

たアジアの棚田や地中海地方のブドウ畑のような人間が自然に働きかけることで形成された文化的景観が文化遺産の基準の適用によって世界遺産に登録されるのは、1995年の「フィリピン・コルディリエーラ棚田群」を待たねばならなかった。

II フィリピン・コルディリエーラ棚田群

I でみた「生きている文化的景観」の事例として「フィリピン・コルディリエーラ棚田群」を取り上げ、世界遺産の保存と住民生活の向上、近代化と伝統文化の継承という対立する課題への取組みを考察する。

1 資産の概要

(1) 資産的価値

フィリピンのルソン島中央部の山岳地帯に長年にわたりイフガオの先住民によって築かれ⁽³⁷⁾、維持されてきた「天国への階段」と称され、「八番目の世界不思議」といわれる美しい棚田群が広がっている。1973年に大統領令 (Presidential Decrees 260)⁽³⁸⁾ によって国の文化的資産 (National Cultural Treasure) に指定され、また、1995年に棚田の景観が優れた文化的景観として認められ、「フィリピン・コルディリエーラ棚田群」として世界遺産に登録された⁽³⁹⁾。

(34) 「作業指針」1992年版、基準(vi)「顕著な普遍的な価値を有する出来事（行事）、思想、信仰との直接または実質的な関連性（この基準は、例外的な状況にあるか他の基準とあわせて用いられる場合にのみ、リストへの登載を保障すると委員会は考えている）」、当時の評価基準は、文化遺産が基準(i)~(vi)と、また自然遺産が基準(i)~(iv)と二つの体系から成り立っていたが、「作業指針」2005年版から基準(i)~(x)に統合された。

(35) トンガリロ国立公園のように、有形の文化資産を持たない文化遺産として、自然遺産であっても、文化的な価値を有するものは複合遺産と認められる場合がある。

(36) “World Heritage Nomination - IUCN Summary 447 Uluru (Ayers Rock - Mount Olga) National Park (Australia)” <http://whc.unesco.org/archive/advisory_body_evaluation/447rev.pdf>

(37) 棚田群の築造時期については、二千年前のインドシナ半島からの水田耕作民族移住起源説、16世紀以降のフィリピン植民の影響による高地移住起源説などの諸説があるが、最近の放射性炭素測定結果では7-11世紀とされる。Dept. of Environment and Natural Resources, “Conservation and Adaptive Management of Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS),” pp.5-6. <http://www.fao.org/fileadmin/templates/giahs/PDF/Ifugao_Rice_Terraces.pdf>

(38) Presidential Decree No.260, 1973.8.1, section1.

<http://www.lawphil.net/statutes/presdecs/pd1973/pd_260_1973.html>

世界遺産の登録時における世界遺産委員会の諮問的機関であるICOMOSとIUCNによるコルディリエーラ棚田群の資産的価値に関する評価は、次のようであった⁽⁴⁰⁾。

「フィリピン・コルディリエーラの棚田は、世界でも重要な主食穀物のひとつである米の生産に寄与する、生きている文化的景観の顕著な事例である。棚田は、数世紀に遡るが今日でもなお活力のある伝統的技術・様式を保護している。同時に棚田は、自然資源の慎重な利用に基づく、山岳地帯における持続可能な農業システムであることを明示しているだけでなく、非常に審美的で注目すべき人間と自然との調和を例示している。」

2001年の第25回世界遺産委員会（ヘルシンキ）で、同棚田群は、若者の転出、棚田保持者の不足、棚田の放棄などが世界遺産としての顕著で普遍的価値を損なうおそれがあるという理由から危機遺産リストに登録された。同委員会に出席したフィリピンのオブザーバーは、以下のように危機遺産リストに登録されるにあたってのフィリピン政府の考えを伝え、コルディリエーラ棚田群の持つ資産的特質を鮮明に述べた⁽⁴¹⁾。

すなわち、フィリピンのオブザーバーによれば、危機遺産リストへの登録は不名誉なことではなく、その反対にそれは危機にある遺産が直面する脅威に応える有効な手段であるという同政府の考えを伝えるとともに、フィリピン・コ

ルディリエーラ棚田群が「世界遺産リストに登録された最初の有機的に進化する文化的景観であり、先住民イフガオの人たちの知恵によって千年前に手作りで築かれた、現存する記念建造物（モニュメント）である」と述べて委員会の注意を惹いた。さらに、フィリピンのオブザーバーは、人間の土地利用と自然環境との関係が継続的に進化している棚田のような資産の脆弱性を強調し、2001年11月にユネスコ総会で採択されたばかりの「文化的多様性に関する世界宣言⁽⁴²⁾」にも言及した。

登録時における評価と保有国フィリピンの説明から、コルディリエーラ棚田群の資産価値と特色は、次のようにまとめることができる。

- ① 初めて登録された「有機的に進化する文化的景観」。
- ② 資産内に生活する住民により築かれ、数世紀にわたり利用・維持されてきた、生きているモニュメント。
- ③ 棚田の維持に必要な伝統的な技術・様式の保有。
- ④ 慎重な土地利用等の自然との関係によって作られた人間と自然との調和美。
- ⑤ 人間と自然との関係において維持されることによる脆弱性。

また、イフガオ州の棚田群は、2004年にFAOが推進する「地球的重要農業遺産システム」(Globally Important Agricultural Heritage

⁽³⁹⁾ 1995年に登録された世界遺産「コルディリエーラ棚田群」は、コルディリエーラ行政地域（Cordillera Administrative Region）のイフガオ州に存在する5つ棚田群、バナウエ郡のバンガアン棚田群とバタド棚田群、フンドゥアン郡のハバオ棚田群、キアングン郡のナガカダン棚田群、マヨヤオ郡の中央マヨヤオ棚田群の5つ棚田群からなる。イフガオ州の棚田の総面積は、約1万7千ha。

⁽⁴⁰⁾ World Heritage List, Rice Terraces of the Cordilleras, No.722, p.52. <http://whc.unesco.org/archive/advisory_body_evaluation/722.pdf>

⁽⁴¹⁾ WHC-01/CONF.208/24, pp.32-33.

⁽⁴²⁾ 世界宣言は、「創造は、文化的伝統の上に成し遂げられるものであるが、同時に他の複数の文化との接触により、開花するものである。従って、いかなる形態の遺産も、多様な文化における創造性を育み、真の異文化間対話を促すために保護・強化され、人類の経験と希望の記録として未来の世代に受け継がなければならない。」（第7条）と謳う。（文部科学省仮訳）また、世界宣言に基づき制定された行動計画では、口承無形文化遺産をはじめとする文化遺産及び自然遺産の保護と強化のための政策と戦略の策定（第13項）や先住民族の知識をはじめとする伝統的知識の尊重保護（第14項）が定められている。

Systems : GIAHS)⁽⁴³⁾ のパイロット事業に指定され、保護とモニタリングを受けるようになった。

(2) イフガオ州の特色

コルディリエーラ棚田群のあるイフガオ州は、フィリピンの中でも貧しい地域である。フィリピンの建築家アウグスト・ヴィラロン (ICOMOS Philippines議長) は、「フィリピンの伝統遺産を今なお保存している文化的景観が、伝統的に深刻な経済的苦難を味わってきた僻地に位置している」と発言し、外部から開発の手が伸びず、近代化の波に洗われるのが遅れた結果、優れた資産として今日まで伝えられてきたことを「貧困は景観・都市景観の保存につながる」と言い表している⁽⁴⁴⁾。

イフガオ州は、6州からなるコルディリエーラ行政地域 (Cordillera Administrative Region, CAR) に属し、11郡、175バラングイ(村)から構成される⁽⁴⁵⁾。イフガオ州の人口は、180,711人(2007年8月現在)であるので、バラングイの平均人口は、約千人である⁽⁴⁶⁾。

イフガオ州の人間開発指数(2006年)(以下「HDI」)は、全国値と比較して低く、全国77州のうち第45位である。同州は、一人当たりの収入の面では全国値よりも若干高いが、平均余命が61.2歳と全国値70.6歳よりも大幅に低く、コルディリエーラ行政地域の各州の中で最低である

(表5)。また、人間貧困指数(2006年)(以下「HPI」)は、全国で第62位であり、40歳までの非生存率は20.7%(2000年)、非識字率は27.3%(2003年)と全国値(各11.9%、16.2%)より低い状況にある(表6)。

イフガオ州は、HDI及びHPIの値からみて、ある程度経済的収入があるにも関わらず、コルディリエーラ行政地域の6州のなかでも貧しい州であり、経済面と健康・文化面のアンバランスが特徴的である。

貧困の要因として、コルディリエーラの農業生産性の低さが指摘されるが、その原因として、①狭く断片的な農地などの土地所有、②生産の元手購入に必要な現金収入がないこと、③貧しい社会インフラ(交通・通信)による市場へのアクセスの制約、④社会的支援や情報提供の不十分さ、があげられている⁽⁴⁷⁾。

米は貴重な食料として、その生産性を高めるために、石垣を積み上げては棚田を一枚一枚広げてきたが、20世紀当初においても、十分な耕地の不足、棚田の狭さや獣害の原因、雨量等の気象条件の影響等により、その生産性は低く、十分な収穫が得られないという状況であった⁽⁴⁸⁾。フィリピンの低地での栽培品種は、二期作米のインディカ種であるが、イフガオ州で栽培されている主要品種は、伝統的品種であるティナワン種(tinawon)といわれる一期作米の熱帯性

(43) 2002年にFAOによって地球上の重要な農業文化遺産を保護・支援するために設置され、農業システム、生物多様性、伝統知識などの保護と管理のための基盤形成を目的とする。「イフガオ棚田群」の指定対象地域は、68,416 haである。FAO, “Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS)” <http://www.fao.org/nr/giahs/giahs-home/en/>

(44) アウグスト・ヴィラロン「フィリピンの文化的景観、フィリピン・コルディレラの棚田とバタネス諸島—困難に直面した伝統—」『月刊文化財』450号, 2001.3, p.34.

(45) フィリピンの行政区画は、81州、136市、1,496郡、41,995バラングイであり、州の下に市と郡が存在する。National Statistical Coordination Board, “Provincial Summary,” 2008.12. http://www.nscb.gov.ph/activestats/psgc/NSCB_PSGC_SUMMARY_DEC08.pdf

(46) National Statistics Office, “2007 Census of Population,” 2008.4. <http://www.census.gov.ph/data/sectordata/2007/car.pdf>

(47) Asian Development Bank, “Indigenous Peoples/Ethnic Minorities and Poverty Reduction -Philippines,” 2002, pp.27-28. http://www.adb.org/Documents/Reports/Indigenous_Peoples/PHI/default.asp

(48) ウィーン大学ウェブサイト “Ifugao Rice Culture” <http://www.univie.ac.at/Voelkerkunde/apsis/aufi/ethno/ifugao/ricecult.htm>

表5 人間開発指数 (HDI)

HDI* (2006年)	HDI (I) (2006年)	HDI (II) (2006年)	平均余命 (歳) (2006年)	中等学校 卒業率 (%) (2006年)	初等・中等学校 入学率 (%) (2004年)	一人当たり 年間収入 (ペソ) (2006年)	
マニラ市	0.795	0.792	71.8	81.1	92	37,039	
CAR	ベンケット州	0.787	0.778	72.9	76.6	93.8	36,355
	アブラ州	0.604	0.700	67.4	64.7	91.1	21,470
	マウンテン・プロバンス州	0.542	0.651	62.8	44.8	94.6	21,963
	カリंगा州	0.509	0.632	61.9	44.7	83.2	20,219
	アバヤオ州	0.515	0.649	62.8	47.3	86.1	19,220
	イフガオ州	0.544	0.628	61.2	41.6	88.1	25,002
フィリピン全体	—	0.716	70.6	55.3	90.8	24,727	

* HDIは、平均余命指数、教育指数、GDP指数の3指標の平均から計算される。HDI (I) は、平均余命、教育指数 (初等・中等学校入学率と中等学校卒業率)、GDP指数 (ペソ換算) により、HDI (II) は、平均余命、教育指数 (初等・中等学校入学率と成人識字率)、GDP指数 (ドル換算) により計算される。

(出典) Philippine Human Development Network, “2008/2009 Philippine Human Development Report,” 2009, pp.136-139.
<http://hdn.org.ph/forthcoming-philippine-human-development-report-institutions-and-politics/>

表6 人間貧困指数 (HPI)

HPI (2006年)	HPI* (2006年)	40歳までの 非生存率 (2000年)	非識字率 (2003年)	衛生的な飲 料水非使用率 (2006年)	標準体重不足率 (5歳未満幼児) (2006年)	
マニラ市	6.9	8.6	5.3	10.9	0.7	
CAR	アブラ州	11.1	15.1	8.3	1.2	8.5
	ベンケット州	14.0	11.2	10.9	35.1	0.4
	カリंगा州	17.2	19.4	18.9	19.5	1.2
	アバヤオ州	17.8	19.0	13.4	38.1	1.0
	マウンテン・プロバンス州	17.8	19.0	21.6	3.7	0.8
	イフガオ州	21.6	20.7	27.3	17.8	0.5
フィリピン全体	15.0	11.9	16.2	19.5	1.5	

* HPIは、本表掲載の4項目から計算される。

(出典) Philippine Human Development Network, “2008/2009 Philippine Human Development Report,” 2009, pp.160-161.
<http://hdn.org.ph/forthcoming-philippine-human-development-report-institutions-and-politics/>

のジャポニカ種であり、収穫まで7か月から9か月を要する⁽⁴⁹⁾。主食としての収穫量が確保されず、その不足を補うために、甘薯栽培や他地域からの米の移入に依存している⁽⁵⁰⁾。

また、棚田の環境を保全するために有機農業により栽培されているが、収穫増のため、伝統的品種よりも二期作米の導入を求める声もある⁽⁵¹⁾。

(49) IUCN, “Protected Landscapes and Agrobiodiversity Values,” pp.73-74.

<http://data.iucn.org/dbtw-wpd/edocs/2008-001.pdf> ティナワン種は、芳香性、高地に適する耐寒性、脱粒性がなく運搬や儀式への適合性という特色があり、さらに現在では、伝統的な有機農業による栽培の結果、商品的価値が認められ、輸出されるようになった。

(50) *ibid.*, p.74.

(51) UNESCO Bangkok, “The Effects Tourism on Culture and the Environment in Asia and the Pacific Impact: Sustainable Tourism and the Preservation of the World Heritage Site of the Ifugao Rice Terraces Philippines,” 2008, p.47.

http://www.unescobkk.org/fileadmin/user_upload/culture/Impact/IMPACT_Cover/IMPACT_Ifugao.pdf

2 伝統的社会

(1) 概要

1990年代にイフガオ州の現地調査を行なった合田濤神戸大学大学院教授（当時）は、イフガオの文化的特徴として、北ルソン山地民に共通にみられる棚田水田稲作、動物供犠、首狩りなどに加え、イフガオ語、分散居住、ムンバキと呼ばれる呪術師、邪教や妖術に見る人間観、洗骨儀礼、災因論、儀礼位階制、夫婦養取及び長子優先相続の規範をあげている⁽⁵²⁾。

これらに加え、ウップ (ubbu) と呼ばれる協同労働集団（後述）、土地紛争等の解決のための慣習法といった社会的機能がイフガオの社会によって保持され、これらの伝統的文化、技術、慣習などが一体として伝統的社会の中で機能し、棚田群を長年にわたり維持する役割を果たしてきた。

なお、イフガオの先祖代々の土地 (ancestral domains) に対する権利は、1997年に制定された先住民権利法（共和国法第8371号）⁽⁵³⁾ によって保護されている。同法は、国家の統合と発展の枠組みにおいて、先住民の土地に関する権利、自治権、人権、文化的統合に関する権利や先住民の慣習法の適用を認めている。先祖代々の土地は、所有権の主張の下に確保され、先住民によって占有または所有される全ての地域をいう（第3条a）。1987年制定のフィリピン憲法第12条第2項（土地及び天然資源を国有とする）の規定と先住民権利法の関係に関しては、次の3点をめぐって最高裁判所で争われた⁽⁵⁴⁾。①先

住民権利法が天然資源は国に所属するとする憲法の規定に違反していること、②先住民権利法は国から天然資源の探索・開発に関するコントロールを奪っていること、③先住民権利法が個人所有者からその資産を奪うおそれがあること。この件については、2000年12月に最高裁判所判決により先住民権利法の違憲性の訴えは棄却された⁽⁵⁵⁾。

(2) 伝統的社会の構成

(i) 伝統的土地利用

イフガオ住民の伝統的知識に基づき、森林保護区域と棚田等の農地とは厳格に区分され、適切な土地利用が行なわれてきた⁽⁵⁶⁾。イフガオの伝統的な土地利用形態は、山林（共有林）、私有林 (muyong)、焼畑 (habel, uma)、棚田 (payoh, payo)、居住地 (boble)、灌漑用水・小川 (wah-el, wang-wang) に区分される。棚田の背後に位置する森林は、保水力に富み、上部から棚田に水を供給する役割を果たしているとともに、生活に必要な木材と薪を提供し、棚田の生活文化を維持するためには必要不可欠である。棚田は一年中湛水され、乾燥による棚田の地すべりを防止するが、そのため森林の灌水力が通年で必要とされる⁽⁵⁷⁾。

慣習により、高地に樹木のない未開地が発見された場合、開墾して畑に利用できるが、やがて植林されて私有林 (muyong) となるように、自然環境の維持は配慮されている⁽⁵⁸⁾。

(ii) 長子優待不均等相続

(52) 合田濤『イフガオールソン島山地民の呪詛と変容』（シリーズ・地球の人々4）弘文堂、1997、p.28.

(53) “The Indigenous Peoples Rights Act of 1997” 〈<http://www.ncip.gov.ph/downloads/philippines-ipra-1999-en.pdf>〉

(54) Asian Development Bank, *op.cit.* (47), p.16.

(55) Philippine Supreme Court Decisions, G.R.No.135385, 2000.12.6.

(56) David Leonides T. Yap, “Conservation and Progress: Bridging the Gap, the Case of the Ifugao Rice Terraces,” p.5. 〈<http://www.unu.edu/hq/japanese/gs-j/gs2005j/shimane-yamaguchi1/yap.pdf>〉

(57) Dept. of Environment and Natural Resources, *op.cit.* (37), p.7.

(58) Rogelio C. Serrano et al., “The Ifugao Muyong: Sustainable Water, Culture and Life,” *In search of excellence: exemplary forest management in Asia and the Pacific*, Asia-Pacific Forestry Commission, p.106. 〈<http://www.recoftc.org/site/fileadmin/docs/isoe/ISoE-11.pdf>〉

イフガオにおける土地の相続方法は、長子優待不均等相続といわれる双系制で長子優先の相続制度であり、棚田や私有林を次世代に安定的に継承するための最適な制度であったとされる。この伝統的相続制度によって、土地所有権がコミュニティのメンバーに継承され、土地が村落以外の者に渡ることがなかった⁽⁵⁹⁾。

長子（初生児）の結婚時に棚田や森林などの財の大半を生前相続させ、両親は残ったわずかな財産で第二子以下の子どもたちを養うため、第二子以下には相続すべき財産はほとんどなく、そのために、第二子以下の者は、わずかな土地を耕作するか、小作に従事するほか、観光用の木彫り細工職に就業し、また都会に職を求めて出ていく⁽⁶⁰⁾。

第二子以下の者の村外への転出や木彫職人への転職の伝統が、イフガオ社会と都会との人的ネットワークを形成してきた。合田壽教授は、イフガオの転出要因として、農村の低い生産性や過酷な労働、人口増と農地の開拓余地の減少、教育の普及による就業機会の増大に加えて長子優待不均等相続による第二子以下の転出をあげ、過去の転出による親族関係のネットワークの広がり注目している⁽⁶¹⁾。このような近年の村外転出の傾向が貨幣経済の浸透を促進し、また、イフガオからの出稼ぎ労働や海外移住の基盤を形成してきたと考えられる。

(iii) 伝統的リーダーと協同労働集団

伝統的なリーダーには、土地紛争等の解決を図る長老会議（lupun）、伝統的儀式を行なう僧侶ムンバキ（mumbaki）、農作業の指導者トモナ（tomona）などがいて、慣習法、村の歴史、系譜、農業技術などに通じている⁽⁶²⁾。

また、イフガオには、10名から40名で構成されるウップ（ubbu）といわれる協同労働集団により均等に労働力を提供しあう伝統的な労働相互扶助制度がある⁽⁶³⁾。ウップは、女性のウップ（田植え、除草、収穫、棚田の壁の掃除）と男性のウップ（棚田の壁面の建築と補修）に分けられ、稲刈りは女性が行ない、稲束を男性が運搬するように男女分業社会である。農作業の指導者トモナが農作業の周期に従って、村人各人の農作業に参加するスケジュールを作成する。これに従わないことは不名誉なことであり、恥は家族と先祖に及び、ウップのメンバーへの食料提供の罰が課される⁽⁶⁴⁾。農作業はトモナの指導の下に行なわれるため、棚田での個別灌漑は認められず、共同体としての伝統的な農業が維持されてきた⁽⁶⁵⁾。

3 社会的変化

(1) 概要

フィリピンの棚田群のように経済的・文化的影響により住民の社会構造が変化した結果、資産に悪影響を与える脆弱性は、「継続する文化的景観」の課題であった⁽⁶⁶⁾。世界遺産に登録

(59) Yap, *op.cit.*(56), p.6.

(60) 合田 前掲注(52), pp.47-48.

(61) 同上, pp.52-53.

(62) Yap, *op.cit.*(56), pp.3-4. この他に解決困難なときの仲裁役を担う仲裁者（munkalun）、あらゆる慣習や伝統的知識を有するが儀式は行なわない賢者（num-pangila）、村の歴史を熟知する長老（mailog）などのリーダーがいる。

(63) 菊地京子「イフガオ族の米づくり」『季刊民族学』3(3), 1979.7, p.66.

ウップの制度は、かつて日本の農村の各地にみられた「結」（ゆい）の制度に似ている。今でも白川村や五箇山では、地域コミュニティである合掌家屋保存組合により合掌造住居の萱葺き屋根の葺き替え作業が相互補助活動「結」により行なわれている。鈴木誠「自立の村づくり」を支える自治コミュニティ経営』『めざせ！日本一美しい村』自治体研究社, 2006, pp.61-62.

(64) Yap, *op.cit.*(56), p.5.

(65) 野間晴雄「フィリピン・コルディリエーラ山脈の棚田と遺産ツーリズムの課題—世界遺産としての文化的景観と地域社会」『関西大学東西学術研究所紀要』41, 2008.4, p.121.

(66) *op.cit.*(32)

された1995年の世界遺産委員会（ベルリン）において、すでに棚田の保存に与える脅威がICOMOSとIUCNによって次のように指摘されていた⁽⁶⁷⁾。

- ① 豊かさを求めての若者の都会への転出
- ② 伝統的社会構造の崩壊につながるキリスト教化と消費社会の圧力
- ③ 経済的利益をもたらすが、観光客にとって魅力的な景観を破壊する脅威となる観光の存在
- ④ 伝統的な住居の草葺屋根からトタン屋根への変化
- ⑤ 水流域（watershed area）における森林の誤った管理

2006年のICOMOS/IUCN調査団は、森林減少及び森林回復のための外来種の植樹と在来種の減少⁽⁶⁸⁾、セメントを使用した棚田・灌漑設備の補修による水流速度の変化の棚田機能への悪影響、農作業の周期に合わせた純粹の儀式でない演出的な儀式の風潮、伝統文化保持者の減少と若者の転出による伝統文化・技術の喪失、不適切な観光開発などを指摘している⁽⁶⁹⁾。

また、フィリピン環境資源省（Department of Environment and Natural Resources）は、「地球的重要農業遺産システム」（前述）である棚田群の諸課題を、①生物多様性の喪失、②森林減少と水流域の破壊、③農業労働力の減少、④文化と棚田への関心の喪失、⑤土地の転用と放棄

の問題に整理している⁽⁷⁰⁾。

(2) 社会変化の要因

(i) 若年層の転出

2001年の世界遺産委員会では、若年層の転出により棚田を維持する労働力が減少したことで、灌漑設備の放置が発生し、棚田の維持に影響を与えた結果、棚田の放棄地は、25～30%に達すると報告された⁽⁷¹⁾。

若者たちは、過酷な農作業よりも、都会に出て賃金労働に従事することを志向するようになったが、「そのためにはより高い教育を受けることが不可欠であり」、「高等教育を受けるような年齢に達した際に、イフガオ州を離れる者が増大」した⁽⁷²⁾。高い教育を受けることで、棚田での辛い労働をしないで家族を養えるようになったが⁽⁷³⁾、その結果、棚田維持の中心的な担い手である労働力が減少し⁽⁷⁴⁾、棚田は放棄され、また畑地に転用されている。

労働力不足を補うためには、他地域からの農民雇用に頼らざるを得ないが、それは海外に出稼ぎしている子を持つ両親のように財力に恵まれている場合にはじめて可能であり、自然災害に見舞われた棚田は、労働力不足のため修理されず放置されている⁽⁷⁵⁾。

(ii) キリスト教の浸透と欧米文化の影響

キリスト教や欧米文化の影響により、住民の価値観に変化が現れ、伝統的な宗教が弱体化し、

(67) World Heritage List, *op.cit.*(40)

(68) 森林樹木が在来種264種（うち固有種47種）から200種に減少。*op.cit.*(37), p.8による。

(69) UNESCO, “Report of a Joint Reactive Monitoring Mission to the Rice Terraces of the Philippine Cordilleras, Ifugao Province, the Philippines 18-24 April 2006,” pp.11-16.

(70) Dept. of Environment and Natural Resources, *op.cit.*(37), pp.10-11. なお、森林減少の原因は木彫製品・建築のための過剰伐採といわれる。

(71) *op.cit.*(41), p.32.

(72) 貝沼恵美「イフガオ・生業構造の変化とグローバル化」綾部恒雄編『失われる文化・失われるアイデンティティ』（世界の先住民族 10）明石書店, 2007, p.126.

(73) UNESCO Bangkok, *op.cit.*(51), p.28.

(74) *Manila Times*, 2007.3.4. 「若者達は教育が修了すると就職のため都会に出て行き、休暇にしか帰らない」とイフガオの老女は語り、「将来の夢は教師になることだ」と10歳の少女は言う。

(75) Dept. of Environment and Natural Resources, *op.cit.*(37), p.11.

固有の土地相続制度や社会構造が変化した。

イフガオ州では、カトリック教徒が半数以上を占めるといわれるが、キリスト教の影響により土地の相続方法にも変化がみられるようになった。貝沼恵美愛媛大学非常勤講師（当時）は、イフガオ州の出入りに位置し、欧米の価値観やキリスト教の影響を受けやすいと考えられる低地では、「キリスト教の『平等主義』による価値観の影響を多分に受け」たため、相続方法が従来の長子優待不均等相続から均等配分や第二子以下にも分配する方式へと変化がみられ、「かつての相続形式を『親の無教養』によるものと認識」されるようになったと分析している⁽⁷⁶⁾。欧米文化との接触により伝統文化や慣習が変容し、ときに否定されることで先住民のアイデンティティや誇りが失われた。

(iii) 共同体リーダーの変化

イフガオ社会を変えた要素のひとつに近年の地方分権化の動向がある。地方分権化を推進するアキノ政権によって1991年に制定された地方行政法（Local Government Code of 1991, Republic Act No.7160）により、最小行政単位としてバラングアイが整備され、伝統的な村の統治方法が近代的な政治機構に組み込まれた。選挙で選出される新リーダーであるバラングアイの長（punong barangay）⁽⁷⁷⁾は、農業知識よりは政治・法律の知識に精通している必要があるが、棚田を維持する知識技術に乏しく、現代の地方行政組織では長老会議、ムンバキ、トモナのような伝統的なリーダーは、意義を失っているといわれる⁽⁷⁸⁾。

(iv) 棚田の修理方法

住民は、セメントのような近代的技術のもつ高い利便性に引き付けられている。「天然の小川、集水池、水路、水門、竹筒などから形成」されている伝統的な灌漑設備は、棚田に均等に水を分配するために微調整され、小規模地震による地殻変動に対応可能な柔軟性を備えているが、近年棚田壁面が便利なセメントにより補修されるため、本来の柔軟性が失われたとされる⁽⁷⁹⁾。セメントは耐性・強度に優れ、畦道の子どもや老人にとっての安全性の点から使用されているが、棚田の景観や真正性・完全性の問題⁽⁸⁰⁾、棚田メカニズムへの悪影響（水流の加速、含水率の変化）が懸念されている。

(v) 伝統的家屋の変化

イフガオの伝統的住居には、コゴン草で葺かれた三角屋根を持つバレ（bale）と呼ばれる高床式建物、共同住宅（agamang）、小屋（abong）、穀物倉庫（alang）があり⁽⁸¹⁾、複数の建物群が分散し、棚田の景観の一部を構成している。

現在のイフガオの住居は二階から四階建ての住宅建築に変わり、伝統的な三角屋根はその形状をとどめつつ、トタン屋根に替わってきた⁽⁸²⁾。伝統的の草葺住居は、防火の点では劣るが気候風土に適応している一方で、コンクリート壁とトタン葺き屋根の住居は、夏季には炎熱となり自然環境に適合していない。それでも「21世紀の仲間入りをしたという、進歩の輝かしいシンボル」として、住民はトタン屋根が暑かろうが屋根を叩く雨音に悩まされようが、トタン板を買い求めるといようにイフガオは急速な近代化の中にある⁽⁸³⁾。

(76) 貝沼 前掲注(72), pp.127-128. 特にイフガオ州の玄関口に当たる南部のラムットにおいて均等的相続への変化が顕著であり、高地のパナウエでは長子相続が継続しているという。

(77) Local Government Code of 1991, Republic Act No.7160, Section389.

(78) Yap, *op.cit.*(56), p.7.

(79) ヴィラロン 前掲注(44), p.34.

(80) UNESCO Bangkok, *op.cit.*(51), p.55.

(81) Yap, *op.cit.*(56), pp.6-7, 10. バレは主屋で棚田の所有量に比例するといわれるが、一般的な大きさは一辺 4 ~ 6 m、共同住宅は10歳以上の少年たちの共同生活住居、小屋は長子が結婚時に住む。

(82) このような状況はすでに1970年代に見られ、「現金収入があると低地の町まで出かけてトタン板を買い、自分で肩にかついで山道を登っていくのに何度も出会った」と菊地により報告されている。菊地 前掲注(63), p.65.

4 保存活動

(1) 遺産の保存と住民生活

住民が生活する世界遺産において、経済開発か遺産保存かという選択の問題が起こりうる。大西秀之同志社女子大学准教授は、『『経済か？環境か？』の二者択一ならば、『当然、環境』を優先させるべきではないか、という疑問が提起されるかもしれない。だが、この問題は、本来『住民生活か？ 景観保全か？』という選択としてとらえるべきだろう。こう置き換えたとき、現地住民の生活を犠牲にしても、景観保全を優先すべきか、という困難な問いかけとなる』⁽⁸⁴⁾と問題を提起している。イフガオでは世界遺産に登録されたときに二つの対極的な意見が起きたという。ひとつは、新しい道路、新技術のような進歩的なものは認めない保守主義者で、伝統の崩壊を恐れて、過去の残骸を保存するためにイフガオを外部から孤立化しようとする意見である。もうひとつは、進歩的思想家である、世界とともに動いていきたいというイフガオの人々で、イフガオの貧困な状態に 대응する政策や生活を改良するための政府の介入を求める意見である⁽⁸⁵⁾。

継続する文化的景観は、住民生活の歴史と共に変化するものである。前述のヴィラロンは、「人間の活動を過去の特定の時点へと凍結することによる人間文化の保存ではなく、過去と未来の持続可能な調和を見出すこと」が重要であり、「文化的景観・文化遺産をもつ地域の住民といえども、近代化の恩恵に与ってしかるべきである」と住民生活と遺産保護の調和の必要性を訴えている⁽⁸⁶⁾。

保存か開発かという対立する考えに対するユ

ネスコやフィリピンの保存関係者の選択した方法は、伝統的社会に残る技術や文化を強化し、伝統文化に基礎を置きつつ、住民生活の進歩を目指す道である。現在、フィリピン政府、イフガオ州および現地NGOは、伝統文化の保存、住民に根ざした観光の推進、伝統的品種米の振興などの施策を推進している。

(2) 伝統的文化の保存

(i)概要

観光客にとって魅力的な文化的景観を保存する唯一の道は、二千年間棚田を維持してきた、生きている稲作文化を保護することであり⁽⁸⁷⁾、その稲作文化は、農民と農民の知識・技術に支えられている。デイヴィッド・ヤップ・フィリピン大学助教授（当時）が、「現代の技術も、財政援助も棚田の劣化に対抗することはできない。棚田の将来の生き残りは、伝統的な知識システムと慣習を利用する継続的な管理に依存している」⁽⁸⁸⁾と述べているように、棚田の保存のために伝統技術の継承は不可欠である。

コルディリエーラの棚田群の保存の方向性として、次の2つの方法がある。

- ① 棚田を維持してきた伝統的技術・知識を保存し、次世代に継承すること
- ② 棚田の担い手である農民に経済的基盤を提供すること

伝統的知識・技術の保存と継承について、イフガオ州知事テオドル・バギラット (Teodoro Baguilat) は、棚田の物理的な崩壊の原因は、半世紀間の近代化の結果としての豊かな伝統的知識の衰退にあるとし、州政府の対策として、①伝統文化の保存を推進するイフガオ文化遺産

(83) ヴィラロン 前掲注(4), p.34.

(84) 大西秀之「コルディリエラにおける棚田景観の危機」秋道智彌編『水と世界遺産—景観・環境・暮らしをめぐる』小学館, 2007, p.185.

(85) Yap, *op.cit.*(56), p.13.

(86) ヴィラロン 前掲注(4), pp.33-34.

(87) UNESCO Bangkok, *op.cit.*(51), p.83.

(88) Yap, *op.cit.*(56), p.14.

局 (Ifugao Cultural Heritage Office : ICHO) の設置、②「生きている伝統の学校」(School of Living Traditions) プロジェクトの推進、③伝統的知識継承プロジェクトの推進をあげている⁽⁸⁹⁾。

ICHOは、イフガオ州によって2006年に設置され、①イフガオの有形・無形文化遺産の保護、②イフガオ先住民の地方文化・歴史遺産の保護・保存・保全の確保、③地方文化・芸術の振興・保護・保全・伝承のための諸活動の確保、④草の根レベルでの文化芸術の発展の奨励を任務⁽⁹⁰⁾として、イフガオ先住民の歴史・文化・伝承の文書化や「生きている伝統の学校」プロジェクトを推進している⁽⁹¹⁾。

(ii) 生きている伝統の学校

先住民の知識・技術を次世代に伝えるために、イフガオ州政府は、国立文化芸術委員会 (National Commission for Culture and the Arts : NCCA) やイフガオ州立農林大学 (Ifugao States College of the Agriculture and Forestry) との連携により、「生きている伝統の学校」(School of Living Traditions) のプロジェクトを進めている⁽⁹²⁾。

無形文化遺産の保存方法には、①有形物として記録・文書化するアーカイビングの方法と②生きている遺産をそのまま継承し保存する方法があるが、「生きている伝統の学校」は後者の方法による。プロジェクト関係者は、伝統文化保持者(教師)、生徒、プロジェクト・コーディネータの三者である。伝統文化保持者は、同じ言語文化に属する若者を生徒として、自宅や村のホールなどで口承や実演などの実践的な方法により教授し、またプロジェクト・コーディネータは、ガイ

ドラインに従いプロジェクトを推進する⁽⁹³⁾。

2003年から2007年のカリキュラムは、音楽、舞踊、織物、木彫、陶器、民話などから構成されている。無形文化遺産条約に基づいて2001年に「第1回人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」に指定された「イフガオの歌フドゥフドゥ」(hudhud Chants) のような伝統的な詠唱の伝承が行なわれる。世界遺産を保存するために無形の伝統的知識・技術の保存は不可欠であり、有形遺産を対象とする世界遺産条約と無形文化遺産条約の緊密な連携が必要とされる。

2006年のICOMOS/IUCN調査団による調査では、その範囲を舞踊や儀式だけでなく、棚田の農作業及び築造、灌漑設備の維持管理にも拡大することが必要であると指摘された⁽⁹⁴⁾。伝統文化の継承が棚田の保存に直結することが望まれている。

(iii) 伝統的知識継承プロジェクト

伝統的知識継承プロジェクト (Nurturing Indigenous Knowledge among the Young Generation of Ifugaos : NIKE) は、日本ユネスコ協会連盟の援助により、NGOのSITMo (Save the Ifugao Terraces Movement : イフガオ棚田保全運動) が推進している事業である⁽⁹⁵⁾。2006年から開始し、第1段階として、伝統的農業の知識や技術を伝えるため、伝統的知識・技術保持者(ムンバキなど)のデータベースの作成、第2段階として、IK (Indigenous Knowledge : 伝統的知識) クラスの実験的実施、第3段階として、学校の教科課程への伝統的知識授業の統合を目指している。

(89) Teodoro Baguilat, "Reversing the vanishing of our culture : indigenous knowledge transmission projects," 2008.4.12-15. <http://banaue.net/docs/vanishing_culture_Ted_Baguilat.doc>

(90) WHC-07/31.COM/7A, p.72.

(91) IUCN, *op.cit.*(49), p.79.

(92) UNESCO Bangkok, *op.cit.*(51), p.84.

(93) National Commission for Culture and the Arts, "Schools of Living Traditions" <<http://www.ncca.gov.ph/about-ncca/slt/about-ncca-slt-guidelines.php>>

(94) UNESCO, *op.cit.*(69), p.14.

(95) 「世界遺産活動報告」日本ユネスコ協会連盟ウェブサイト <<http://www.unesco.jp/contents/isan/activity.html>>

伝統的知識・技術の範囲は、伝統的農業、棚田の維持のための森林・灌漑設備管理、伝統的家屋の建て方、薬草、祈祷、詠唱など広範囲に及んでいる。2006年度は今後の基礎データとなる伝統的知識・技術保持者のデータベースを作成し、2007年度はイフガオ州立農林大学内で伝統的知識を教えるIKクラスのパイロット授業を実施し、2008年度は伝統的知識を伝えていくための教員養成コースでの教材作成や小・中学校用の教育カリキュラム作成などを行なった。

こうした一連の活動を通じて、伝統的知識・技術保持者の保有する知識・技術（棚田を維持するために必要である）を若者に継承する伝統的知識継承プロジェクトの評価は高まり、若者たちは先祖の技術を再発見し始めている⁽⁹⁶⁾。

(3) 棚田観光の振興

(i) 観光の影響

イフガオ地方では、1974年に奥地のバナウエにバナウエ・ホテル&ユースホステルが営業を開始しており⁽⁹⁷⁾、観光の影響については30年以上にわたり観光客とつながりがあるバナウエを先行事例として知ることができる。

2001年のICOMOS/IUCN調査団によって、持続可能な観光⁽⁹⁸⁾は棚田の保存のための収入源であるにもかかわらず、観光インフラの貧弱さと管理されていない観光が指摘されていた⁽⁹⁹⁾。2006年の同調査団によって再度、観光が地域社

会に直接的な利益をもたらしておらず、棚田の保存に効果的でないことが指摘された⁽¹⁰⁰⁾。

ユネスコ・バンコク報告書（2008年、以下「報告書」）は、従来のイフガオの観光の特色について、次のように述べている。イフガオへの観光産業の進出が早いにもかかわらず、棚田の守り手であり、観光客の主要な関心の対象である農民は、観光に直接関与してこなかったため、農民には観光からの利益が得られなかった。観光客は、村の生活と棚田の景観を垣間見れば、スナップ写真を撮り、みやげ物店で買い物をしたら、宿に帰り次の旅行の準備をするというものであった。そのため地域住民には、観光に参加する機会もそれによる利益還元もなく、また観光客には、観光客が求めている土地、住民および文化への深い理解が与えられなかった。⁽¹⁰¹⁾

報告書では、従来型の観光の良い影響として、観光による伝統儀式・祭事の復活と若者への継承の機会をあげて、観光がなかったのなら消滅したであろう伝統文化が観光により存続したと評価している。一方、悪影響としては以下の事柄があげられている⁽¹⁰²⁾。

- ・ 観光での神聖な儀式の曲解、観光用のゆがめられた演出、時期はずれの農耕儀礼のような伝統文化の商用化（文化への冒涇）。
- ・ 伝統的な道具や先祖代々の財産の観光客、収集家、博物館などへの販売。宗教的アイコン（聖像）の劣悪な複製・販売（イフガオの

⁽⁹⁶⁾ UNESCO Bangkok, *op.cit.*(51), pp.48-49.

⁽⁹⁷⁾ Philippine Tourism Authority, Travel Page. (http://www.philtourism.com/bhyh_desc.html)

⁽⁹⁸⁾ 観光に関するユネスコの期待は大きく、2001年の世界遺産委員会で決定した「持続可能な観光」プログラムに基づく枠組みとして、7つの原則（第1項「観光に関わる遺産地の管理能力の開発を行なうこと」、第2項「観光に参加し、そこから利益を受けられるような観光関連事業の地域住民の訓練を行なうこと」、第3項「地方、国、国際レベルで地域の産物の促進援助」、第4項「保存キャンペーンを通じて地域社会に自覚と誇りをもたらすこと」など）が定められ、住民の福利、遺産の保護及び観光の振興の原則の実現を目指している。WHC, “Sustainable Touris Programme” (<http://whc.unesco.org/en/sustainabletourism>)

⁽⁹⁹⁾ WHC-01/CONF.207/INF.5, pp.3, 9. マニラからバナウエまで348kmの行程で9時間かかることが観光客数の伸びを抑制している。

⁽¹⁰⁰⁾ UNESCO, *op.cit.*(69), p.4.

⁽¹⁰¹⁾ UNESCO Bangkok, *op.cit.*(51), p.69.

⁽¹⁰²⁾ *ibid.*, pp.55-58.

文化的価値を低下させると考えられる)。

- ・ 観光用施設や商用目的での棚田の一部土地転用。
- ・ 観光客による住民の私生活への介入と無断写真撮影を原因とする、住民の苛立ちなどの葛藤（その写真のインターネット公開や絵葉書販売により住民の疑念は増加する）。
- ・ 土地の習慣やモラルを無視した観光客の行動による住民とのトラブル。
- ・ 観光による物価の上昇。

また、観光の浸透の結果、農民からの転職も見られた。ヤップ助教授は、「若者たちは『背中が壊れるくらいに過酷で低収入』である棚田の労働よりも観光関連の仕事を選択」し始め、農民の観光業への転職による棚田の担い手の減少したことを観光の最大の影響としている⁽¹⁰³⁾。

(ii) 住民に基盤をおく観光

コルディリェーラ棚田群の観光の魅力は、世界遺産に登録された先住民の伝統文化によって長年にわたり維持されてきた周囲の自然環境と融和した棚田の農業景観にあり、ヘリテージ・ツーリズム（遺産観光）、エスニック・ツーリズム（民族観光）、エコツーリズムの性質を併せ持つ複合性にあり、多様な観光客への包容力を秘めている。

観光の推進に当たっては、SITMoが大きい役割を果たしてきた。住民に基盤を置いた持続可能な観光としてSITMoにより2006年から進められている観光のスタイルは、ライスサイクルツアー（rice cycle tour）と称される、年周期の農作業や農業儀式にあわせた観光客参加型の観光パッケージである。また、エコツーリズム

として棚田、村落、森林、滝などを巡るトレッキングが提供されている。⁽¹⁰⁴⁾

観光の関係者（ステークホルダー）は、郡・バランガイの行政組織、ホスト共同体、民間観光事業者であり、ホスト共同体は農民のグループ、青年団、地元の木彫り製造業者などの地域住民組織である⁽¹⁰⁵⁾。観光サービスとして地域交通サービス、地元農産物による食事サービス、伝統文化、伝統工芸品（木彫製品、織物）などの提供により地域社会への経済的な効果が期待されている。観光収入の一部は、棚田保全の基金としてホスト共同体の収入となり、これにより観光活動と保存との結合が図られる⁽¹⁰⁶⁾。

世界遺産は、適切な管理により地域住民にとつての経済的資源となりうる可能性を有している。イフガオでは、まだ十分に観光の利益を享受できている状況ではないが、棚田を保存しようとする国際社会の関心の高まりにより、棚田は、単に食糧を提供するだけでなく、顕著な美と普遍的な価値を提供し、地域社会を基盤とする持続可能な観光を通じて、経済的な利益をもたらすものであるという認識が住民の間に広まりつつある⁽¹⁰⁷⁾。

今後の課題として、報告書は、①計画策定・合意形成での複数の関係者間の調整、②観光収入の多くがホスト共同体の収入となるような改善、③観光客の意見・願望を踏まえた観光客と地域社会の交流の促進、④国際観光市場・国内観光市場の開拓をあげている⁽¹⁰⁸⁾。

(4) 伝統的品種米ティナワンの振興

米の生産量を上げるために、棚田に二期作米

⁽¹⁰³⁾ Yap, *op.cit.*(56), p.12.

⁽¹⁰⁴⁾ UNESCO Bangkok, *op.cit.*(51), pp.71-72; SITMo, “News and events”

〈<http://sitmo.ueuo.com/html/home.html>〉 マニラから夜行の1泊2日、2泊3日の日程で、ホームステイ、農業参加、儀式や織物製作のデモ、トレッキング、農民との食事会などの組み合わせから成る。

⁽¹⁰⁵⁾ UNESCO Bangkok, *op.cit.*(51), p.73.

⁽¹⁰⁶⁾ *ibid.*, p.75.

⁽¹⁰⁷⁾ *ibid.*, p.49.

⁽¹⁰⁸⁾ *ibid.*, pp.78-79, 86.

の導入が行なわれたが、先住民の農耕文化を破壊し、棚田を汚染し、生物多様性の保存に反することがわかった⁽¹⁰⁹⁾。その理由として、導入品種の脱粒性がイフガオの収穫時の習慣や儀式に適合せず、農薬と化学肥料の使用が棚田に生息する魚貝類に悪影響を与えたことがあげられる⁽¹¹⁰⁾。

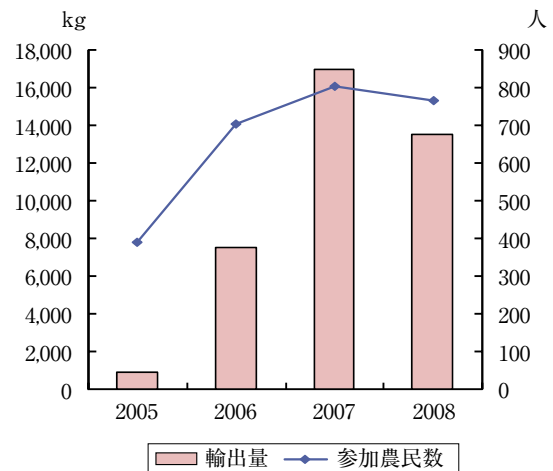
イフガオ州政府は、「遺伝子組換え」フリー地域 (Genetically-modified organism (GMO) - free zone) を宣言して、農薬や化学肥料を使わない有機農業により、伝統的品種米 (ティナワンなど) の栽培の継続と発展を図っている⁽¹¹¹⁾。現在、伝統的品種米はアメリカ、ヨーロッパなど海外に輸出され、棚田の保存に貢献している。伝統的品種米の輸出量は、2005年の0.87トンから2007年に17.00トンに伸び、伝統的品種米の普及・販売のためのセミナーやトレーニングに参加した農民数は、2005年390人から2007年802人へと増加している⁽¹¹²⁾ (図2)。伝統的品種米の販売効果として、①転出を志向する若者への生業提供、②販売収入増による伝統品種米の栽培増進、③国際市場に出ることによる伝統品種米の価値向上がある⁽¹¹³⁾。

このような棚田の資産的価値を資源とする諸活動 (伝統文化の継承、住民に根ざした観光、有機農業など) によって、欧米文化の浸透などの近代化により喪失した伝統的文化とそれへの誇りが回復され、棚田の保存と住民の生活の向上が促進されることが期待されている。

おわりに

最後に、世界遺産と地域住民の関わりから世

図2 伝統品種米の輸出量と参加農民数



*参加農民数：伝統米普及・販売のためのセミナー、トレーニングなどへの参加者

(出典) Revitalize Indigenous Cordilleran Entrepreneurs Inc. 2008 annual report, p.26. <http://www.heirloomrice.com/reports/2008%20ANNUAL%20REPORT.pdf>

界遺産登録の有益性と課題についてまとめると次のようになる。

第一に、世界遺産登録のメリットとして、資産価値への住民の自覚形成が図られる点がある。かつて棚田は、最大の資産価値があり、その大きさは棚田の所有数に比例していたが、欧米文化の導入、貨幣経済の浸透、学校教育の普及などにより貨幣価値が重視されるようになると、棚田からは金銭的な利益が得られないため富の源泉と考えられなくなった。一方、棚田の文化的価値は自らでは発見できなかったが、世界遺産登録により棚田には保存すべき価値があることが住民にも認識されるようになった。⁽¹¹⁴⁾

第二に、世界遺産登録のメリットとして、登録後に住民間の開発か保存かという対立が解消し、規制を伴う保全によって開発を持続しよう

⁽¹⁰⁹⁾ *ibid.*, p.47.

⁽¹¹⁰⁾ Yap, *op.cit.*(56), pp.8-9.

⁽¹¹¹⁾ “Ifugao Rice Terraces declared GMO-free zone,” *Malaya-The National Newspaper*, 2009.3.19. <http://www.malaya.com.ph/mar23/envil.htm>

⁽¹¹²⁾ Revitalize Indigenous Cordilleran Entrepreneurs Inc. 2008 annual report, p.26. <http://www.heirloomrice.com/reports/2008%20ANNUAL%20REPORT.pdf>

⁽¹¹³⁾ UNESCO, *op.cit.*(69), p.14.

⁽¹¹⁴⁾ UNESCO Bangkok, *op.cit.*(51), pp.27-28.

とするコンセンサスが得られやすいという点があげられる⁽¹¹⁵⁾。イフガオでは、観光の浸透により農地を商用目的に転用しようとする農民がいる一方、棚田を遺産としてとらえるだけでなく生業の永続的な経済的資源として積極的に考える農民⁽¹¹⁶⁾や先祖への責任として棚田を維持しようとする農民⁽¹¹⁷⁾も現れている。

第三に、世界遺産への登録により地域への愛着と誇りをもたらすというメリットがある。今日、イフガオ州外や外国で働くイフガオ人たちにとって、棚田はイフガオのアイデンティティと誇りの象徴となっている⁽¹¹⁸⁾。

しかし、世界遺産での生活には不利な条件が伴うという問題や規制から生じる住民の葛藤という問題がある。イフガオでは、景観の真正性を守るために棚田地域の建築物規制のような土地利用規制に対して、住民の不満は、政府やユネスコに向けられたという⁽¹¹⁹⁾。世界遺産に生きる人々には、世界遺産の顕著で普遍的な価値を守るために、通常の生活では経験することがない住居改築や土地利用に関する規制が課せられ、それが住民の鬱積、不満などの葛藤となって現れる。世界遺産に住む住民の生活上の不利益について、才津祐美子福岡工業大学大学院准教授は、「文化財や世界遺産というお墨付きをもらい、身近なものを資源化するということは、その所有権の一部を切り売りするような側面がある」と述べ、所有者である住民の本来自由になるべき資産が世界遺産登録後の厳格過ぎる、

また住民の同意が得られていない規制によって住民に葛藤が生じるおそれがあることを述べ、文化遺産の直接の担い手(住民)がどのように主導権を握るかが課題であると指摘している⁽¹²⁰⁾。保存活動への地域住民の主体的な関与が望まれる。

世界遺産リストは、世界の縮図であり、地域振興、自然保護、地域紛争のような世界の各地域の抱える課題への窓である。世界遺産登録により、地域の課題がクローズアップされ、解決すべき問題として浮かび上がることが多い。コルデイリェーラ棚田群が世界遺産に登録されなかったとすれば、伝統的社会と伝統文化は、国際社会が気づかないうちに衰退していたかもしれない。世界遺産というお墨付きを得たことで、イフガオの人々は、近代化と伝統、開発と保存、環境保全と生活向上といった問題に立ち向かわざるを得ない。しかし、イフガオは、世界遺産を保有していることで幸運な道を歩んでいるともいえる。イフガオ州政府をはじめとする国内関係者の保存の努力と国際社会の援助により、棚田を守り、イフガオの伝統文化を継承する活動が推進されている。これは、同時にイフガオの住民生活の向上にもつながるものである。「コルデイリェーラ棚田群」の保存、伝統文化の継承、地域住民の生活向上の三つの側面の調和が期待される。

(はせがわ しゅんすけ)

(115) 宗田好史「世界遺産条約のめざすもの—ICOMOS (国際記念物遺産会議) の論点から—」『環境社会学研究』12巻, 2006, p.15.

(116) UNESCO Bangkok, *op.cit.*(51), p.58.

(117) ICOMOS Philippines, "still an awesome landscape in Ifugao," 2007.12.19. (<<http://www.icomosphilippines.com/search?updated-min=2007-01-01T00%3A00%3A00%2B08%3A00&updated-max=2008-01-01T00%3A00%3A00%2B08%3A00&max-results=8>>)

(118) UNESCO Bangkok, *op.cit.*(51), p.28.

(119) Yap, *op.cit.*(56), p.13.

(120) 才津祐美子「世界遺産という「冠」の代価と住民の葛藤」岩本通弥編『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館, 2007, p.125.

